

税務解説即答 3問

1 法人税における当初申告要件

Q 法人税の税務調査において、措置法の制度について当初申告要件を満たしていないと指摘されました。当初申告要件とは何でしょうか。また、その制度を修正申告書等で適用することはできますか。

A 当初申告要件とは、確定申告書等に控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類（別表）の添付があるなど一定の要件を満たす場合に限り、税額控除などの優遇措置の適用を認めることである。ここでいう確定申告書等とは確定申告書、中間申告書及び期限後申告書を指しており、修正申告書や更正の請求書等（以下、「修正申告書等」という。）は含まれない。

ところで、修正申告書等が提出できるのは、納税申告書に記載した課税標準等もしくは税額等の計算が法律に従っていなかった場合又はその計算に誤りがあった場合である。当初申告要件が課されている制度について、確定申告書等を提出した際に別表の添付がないといったことは、納税者においてその制度を適用するという意思表示がなかったということであり、法律に従っていなかった場合又はその計算に誤りがあった場合には該当しない。

よって、税務調査で指摘を受けたとしても、その制度を適用するために修正申告書等を提出することはできない。当初申告要件が課されている制度の適用を受けようとする場合には、申告内容について不備がないか慎重に確認を行う必要がある。

因みに当初申告要件が課されている制度には、租税特別措置法に規定されてい

る試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4）や賃上げ促進税制（措法42の12の5）などがある。

なお、これらの制度においては、確定申告書等に添付された書類に記載された対象金額が限度となるため、更正の請求により控除額を増加させることもできない。

一方、法人税法に規定する受取配当等の益金不算入（法法23, 81の4）や国等に対する寄附金・指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金不算入（法法37, 81の6）、所得税額控除（法法68, 81の14）、外国税額控除（法法69, 81の15）などの制度は、当初申告要件が課されていたが、平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税から当初申告要件が廃止された。よって、修正申告書等によっても適用を受けることができることになった。

2 未分割の場合の相続税申告

Q 昨年7月に父が亡くなり、相続人間で遺産分割協議を行ってきました。しかし、相続税の申告期限までに分割が決まりそうもありません。相続税申告において、未分割であることが不利になる場合があれば教えてください。

A 相続が発生すると被相続人の遺産は相続人全員の共有状態となり、遺言書がない場合には、相続人間で分割協議を行い遺産を承継する人を決定する。申告期限までに分割が決まらなかった場合であっても、各相続人が法定相続分を取得したのものとして相続税を計算し、申告・納付を行う必要がある。そして、その後分割が決まったら改めて申告をし直すことに

なる（相法55）。

未分割の状態であっても相続税の申告・納付は必要となるが、次の制度については、未分割の状態では適用を受けることができない。

- ①配偶者の税額軽減の特例（相法19の2）
- ②小規模宅地等の減額特例（措法69の4）
- ③農地等の納税猶予の特例（措法70の6）
- ④非上場株式等の納税猶予の特例（措法70の7の6）
- ⑤相続税の物納申請（相令18）

ただし、①と②の特例については「申告期限後3年以内の分割見込書」を税務署へ提出し、3年以内に分割が決まれば適用することができる。また、申告期限後3年以内に相続等に関する訴えが提起されているなど一定の「やむを得ない事情」があるなどで分割協議がまとまらなかった場合は、申告期限後3年経過する日の翌日から2か月を経過する日までに「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」を税務署へ提出し承認を受けることで、分割ができることとなった日の翌日から4か月以内に更正の請求を行うことができることとされている（相令4の2、措法69の4④）。

①及び②の特例は、ごく一般的な相続税の申告においても適用する機会が多い。未分割の状態であればこれらの特例は適用することができず、分割が決まるまで税負担が発生する。可能であれば、配偶者が取得する部分や小規模宅地等の減額特例の対象地については分割が確定しているといいであろう。

3 所得税等の予定納税額の減額申請手続き

Q 個人で飲食店を営んでいます。私を含め従業員全員が新型コロナウイルスに感染してしまい休業しました。前年と比較し、事業所得が明らかに少なくなるのですが、所得税及び復興特別所得税（以下、「所得税等」といいます。）の予定納税は例年通り納めなければなりませんか。

A 予定納税とは、その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額等を基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上となる場合に、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月（第1期）と11月（第2期）に納める制度である。しかし、その年の6月30日の現況で所得税等の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、申請書を所轄税務署長へ提出し承認を受けることで予定納税額が減額となったり、納める必要がなくなる（所法111）。

減額の対象となるのは、廃業や休業、失業をした場合、業況不振などで本年分の所得が前年分の所得よりも明らかに少なくなると見込まれる場合や災害や盗難、横領により事業用資産等に損害を受けた場合、前年分と比較して医療費控除額や雑損控除額、配偶者控除額等の控除額が増加する場合などである。住宅ローン控除等を新たに受けられる場合も該当する。

減額申請については、その年の7月1日から7月15日までに申請書を提出する必要がある。また、第2期分のみ減額申請をする場合は、その年の10月31日の現況により判断し、11月1日から11月15日までに提出する必要がある。

(M.S)